

令和3年度第5回水巻町農業委員会総会

会議録（概要版）

第5回農業委員会総会

1. 開会日時 令和3年8月11日（水） 午前9時58分

2. 閉会日時 令和3年8月11日（水） 午前10時40分

3. 場 所 水巻町役場 3階 302会議室

4. 出席農業委員

木寺 敬一郎会長	木原 一博副会長
1番 甲斐 洋子委員	2番 森田 まゆみ委員
3番 嶺 才三委員	4番 江藤 喜美雄委員
5番 小田 尚徳委員	6番 小田 弘二郎委員
7番 永沼 靖委員	8番 木原 年廣委員

出席推進委員

北部 佃 一俊委員	南部 入江 弘委員
-----------	-----------

5. 出席事務局員

事務局長 藤田 恵二	係 長 白川 勉
係 員 稲田 幸一郎	係 員 入江 浩二

6. 欠席委員

なし

7. 会議日程

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議事録署名委員 2 名

2 番 森田 まゆみ委員

3 番 嶺 才三委員

(4) 農地法第 5 条申請について

(5) その他事項

ア. 利用権の設定及び合意解約について

イ. 農地パトロールについて

ウ. 農業委員会だよりについて

エ. 今後の予定

(6) 閉会

第5回水巻町農業委員会総会

令和3年8月11日
(午前9時58分開会)

木寺会長 ; 《挨拶》

それでは、始めたいと思います。出席12名、定足数に達していますので、ただいまから、令和3年度第5回農業委員会総会を開催いたします。それでは議題に入ります。

議題第1、会議録署名委員の指名について、を議題といたします。本総会の会議録署名委員に、2番 森田まゆみ委員、3番 嶺才三委員を指名します。議題第2、農地法第5条申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《農地法第5条申請について説明》

木寺会長 ; それでは地元の農業委員である木原副会長から説明をお願いします。

木原副会長 ; P4、をご覧ください。用水関係だけになるんですけど、対象地の隣の竹内さんの田んぼまで用水がきます。その先は田も畑もありませんので必要ないと思います。空地もありますが埋められているので水を使うようなこともありません。この先が排水になっています。以上です。

木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。
小田委員。

小田(弘)委員 ; 用水路は438から439と流れていますよね。車を停めますよね。洗車の水は何になりますか。これは道路側の下水にいくんですけど洗剤が仮に入っていたら横の田んぼに入ってくるんですよ。上手くされている所を見ると側溝から少し上がってから下がって駐車場があるんですよ。洗車した水が地面に染み込むんです。側溝に流れないような工事をしているんですよ。最近はそのような事もしていない。だから洗車すると油と洗剤が側溝に流れているんですよ。今回の場合は、いいようにあるんだけど、これを放置したら他の田んぼは駄目になるんですよ。そういうのが今まで話題になっていないからかなと思うんですけど。吉田の場合ですと何カ所か流れにくくしている報告があります。地面の中に染み込ませるというやり方と、洗剤と油が側溝に流れ込んでいるところが何カ所かあるんですがクレームを聞きましたのでその配慮をお願いしたいと思います。

木寺会長 ; 今のご意見は事務局に対してですか。

小田(弘)委員 ; はい。

事務局 ; 基本的には雨水というのは雨どいから落ちてくるのが多くはなっております。今回のように駐車してそこが前面に少し流れてしまうというのは起こりうることもあると思いますのでこちらで受付の際、または地元のほうでも前面

の用水路や田んぼのほうに流れておりますので洗車等はしないようにと声かけしていくような形になるのかなと思います。実際に被害が出ているようなら地元と事務局のほうでお宅のほうに行ってお願いをしていくような形になるのかなと思います。

小田(弘)委員；僕が聞きたいのは排水経路とありますよね。車を洗った水は雨水ではなくて汚水ですよね。生活雑排水じゃないですかね。ここは、はっきりしたほうが経路の問題もありますし。

木寺会長；木原委員。

木原(年)委員；今の件ですが水利承諾書に用水に流れ込まないようにと付け加えてもらいたいです。頃末でもありましたので。

木寺会長；事務局、どうですか。

事務局；初めから入れてくださいと言うことなんですよ。

木寺会長；事務局に私からもお願いなんです、以前にも小田委員から質問があったんですよ。私も県に研修会に行ったときに今年は予定されてなかったんですがアンケートに書いてそれを出そうかと思っていたんですよ。もし、よければ事務局から県にこういう問い合わせがあるけど他の市町村はこういう案件があるのか、その場合、対応はどうされているのか聞いていただけますか。

事務局；わかりました。確認してまた総会のほうでご報告させていただきます。

木寺会長；よろしくお願いします。

他にございませんか。

江藤委員。

江藤委員；事務局にお尋ねです。今日いただいた追加の資料ですがこの真ん中付近の1号棟協定地、4号棟協定地とありますが、これは現場は隅切りになるわけですか。

事務局；はい。こちらは業者のほうに確認いたしましたら土地としてはあくまでも1号棟、4号棟の土地ですが隅切りの部分がないと見通しの関係がありまして乗入れとして使うという前提で承諾していただくということです。

江藤委員；となると、これが成形地であれば、当然通路としても将来も使うわけですから換地として水巻町が譲渡してもらう形にしての方が将来のためにいいんじゃないかなという気がします。これは意見として申し上げておきますので回答はいりません。それから協定地というのは約束事ですよということであると思いますが出来れば、こういうボヤッとした事ではなく登記をされるときに地域権を登記されると末代に渡ってそれが有効になってくると思いますので今後こういうことがありましたら検討をお願いしたいと思います。

木寺会長；小田委員。

小田(尚)委員；教えてください。協定地の所有者というのは共有になるんじゃないです

か。

事務局 ; 1号地と 4号地はそれぞれ所有者の方の所有になりまして2号地3号地は共有になります。

木寺会長 ; よろしいでしょうか。

小田(尚) 委員 ; はい。

木寺会長 ; 他にご意見がある場合は、挙手をお願いします。ないようなので、質疑を終わります。ただいまから、採決を行います。

議題第2、「農地法第5条申請」について、賛成の方は、挙手をお願いします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成全員と認めます。よって議題第2、農地法第5条申請については、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。

議題第3 その他を議題といたします。

はじめに、利用権の設定および合意解約について事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《利用権の設定および合意解約について説明》

木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。

小田委員。

小田(尚) 委員 ; 参考までに教えていただきたいのですが、利用権の種類のところで使用貸借にする理由があれば教えてください。

事務局 ; よく聞くのが賃貸借にすると口座の提出もあり所有者の方の通帳のコピーをいただかないといけない、あと元々皆さん直接お金のやり取りをされている方が多くて、そういう事であれば使用貸借にして直接やり取りしましょう。という流れです。それ以外の理由としては使用しにくい場所は使用貸借にする方がいらっしゃいます。

小田(尚) 委員 ; 使用貸借と賃貸借の大きな違いは何ですか。

事務局 ; 料金が発生する場合が賃貸借で無償の場合が使用貸借ではありますが、あくまでこれは中間管理機構に提出する契約条項なので私人間の中での特約になります。

小田(尚) 委員 ; 私は使用貸借はいつでも解約できるけど賃貸借は期間に縛られると聞いたことがあるのですが、そういう意味での使用貸借じゃないんですね。

事務局 ; 私も民法があまり詳しくないのでわからないんですけど、ここでいう賃貸借、使用貸借は金銭が発生するかしないかというところで中間管理機構を通しますので解約する場合にしてもまとめながら合意による解約の書類による手続きは必要になります。あと、先ほど言ってなかったんですが使用貸借が多い理由としては物納にした場合、中間管理機構で契約した場合、契約期間が長くても毎年報告が必要になるのでそれが煩わしいという理由で使用貸借にして直接お金のやり取りをしましょうという方が多いです。

木寺会長 ; よろしいでしょうか。他にご意見がある方は挙手のうえ発言をお願いします。
ないようなので、次に行きます。

農地パトロールについて事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《農地パトロールについて説明》

木寺会長 ; ご意見がある場合は挙手のうえ発言をお願いします。
ないようなので、次に行きます。

農業委員会だよりについて事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《農業委員会だよりについて説明》

木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。
ないようなので、担当編集委員の方は、よろしくお願いします。
それでは、続けて、事務局から今後の予定を説明願います。

事務局 ; 《今後の予定について説明》

木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。
それでは、全体を通して、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。
ないようでしたら、以上で本日の日程は、全部終了いたしました。
これをもちまして、令和3年度第5回農業委員会総会を閉会いたします。

(午前 10 時 40 分閉会)

会議録署名人

2 番

3 番